

国定公園の指定及び公園計画の決定等について

各都道府県知事宛 環境省自然環境局長通知
制定 令和4年4月1日 環自国発第2204017号

標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、下記の事項を通知する。

記

- 1 国定公園の指定及び公園計画の決定等（再検討を含む。以下同じ。）に関する手順を別記1として示すので業務の参考とされたい。

なお、国定公園の区域の指定又は変更、公園計画の決定又は変更等と別記1に定める手順との関係については、別記1 - 2のとおりであるので業務の参考とされたい。

- 2 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第8条の2第3項に基づく協議会による公園計画の変更に係る提案については、当該提案の主体となる協議会では、提案の内容が法第8条第2項の規定に規定する都道府県知事から環境大臣に対して申出を行う必要がある公園計画の追加に該当するか否かについての判断ができるものではないことから、協議会は公園計画の追加以外の変更に係る事項も含めて都道府県知事に対して提案することとしていることに留意されたい。

なお、公園計画の変更の申出等の必要性に係る判断においては、「国立公園の公園計画等の見直し要領」（令和4年4月1日環自国発第2204016号環境省自然環境局長通知）を参考とされたい。

- 3 都道府県は、国定公園の指定、公園計画の決定等に係る業務を円滑に実施するため、環境省と連絡調整のうえ基本方針及び作業スケジュールを作成して作業を実施することが望ましいものである。
- 4 都道府県は、別記2に掲げる都道府県庁内関係部局及び別記3に掲げる国の関係地方行政機関と意見調整の上で都道府県案を作成することが望ましいものである。なお、国定公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張に当たっては、自然公園法第67条第2項に基づき別記3に掲げる関係行政機関の長と協議を行うものである。
- 5 都道府県は、国定公園の指定、公園計画の決定等について環境大臣への申出をするに当たっては、その内容について、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項に規定する都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関に説明することが望ましいものである。
- 6 都道府県知事が、特別地域の指定、特別保護地区の指定、海域公園地区の指定、利用調整地区の指定及び集団施設地区の指定並びに公園事業の決定をした場合には、公示を行った公報及び関係図書一式を添えて速やかに当職あて送付願いたい。